



都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令等の関係政令及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令の制定について

社会福祉士及び介護福祉士の資格制度については、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、資格の定義規定、資格の取得方法の見直し等を内容とする「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」が昨年11月28日に成立し、12月5日付けで公布されたところです。

この改正の趣旨と内容については「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律について（平成19年12月5日社援第1205003号）」において示しておりますが、今回の法律改正と併せて、資格の資質の向上を図るためには、社会福祉士及び介護福祉士の資格を取得する者が履修すべき教育の内容を見直す必要があります。

こうした観点から、今般、改正法を施行するため「社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第62号）」等の関係政令を制定するとともに、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化と社会福祉士及び介護福祉士が求められる役割等を踏まえ、平成21年度以降に社会福祉士及び介護福祉士の養成施設等に入学する者に係る教育の内容等の基準等を見直すこととし、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）」等の関係省令を制定したところです。この内容については下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を行うとともに、円滑な施行について特段の配慮をお願いします。

また、今般の関係省令等で定める教育内容等の基準については、改正法附則第9条第2項において、改正法の施行後5年を目途として、その施行状況等を勘案し、改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、社会福祉士及

び介護福祉士の資質の確保及び向上等の観点から、平成21年度以降の新しい教育課程の施行状況を注視し、必要に応じて見直しを行うこととしております。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令等の関係政令の制定

1 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成20年政令第60号）（平成20年3月24日公布）について

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号。以下「改正法」という。）では、

- ・ 介護福祉士の養成施設等の卒業者について、介護福祉士となるためには介護福祉士試験に合格しなければならない仕組みとすること（平成24年4月1日施行）
- ・ 実務経験を有する者に係る介護福祉士試験の受験資格について、養成施設等における6月以上の介護福祉士として必要な知識及び技能の修得が必要な仕組みとすること（平成24年4月1日施行）
- ・ 介護福祉士の受験資格の要件となる高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高校」という。）について、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する仕組みとすること（平成21年4月1日施行）

とするとともに、養成施設等及び福祉系高校の指定に関し必要な手続その他の準備行為を、改正法の公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から行うことができることとしている（改正法附則第1条、第2条）。

今回の資格制度の見直しでは、改正法の施行と併せて、平成21年度以降に介護福祉士の養成施設等及び福祉系高校に入学する者に係る教育内容等の基準を見直すこととしており、平成21年4月1日以降、養成施設等及び福祉系高校は、新たな基準（以下「新基準」という。）に適合している必要があることから、指定の手続等について1年間の準備期間を置くこととし、準備行為の施行期日を平成20年4月1日とするものである。

なお、6月以上の養成課程を行う養成施設等の基準については、平成24年度以降に介護福祉士試験を受験する者が受講することとなることから、試験を受験する前までに円滑に履修することができるよう、平成20年度中に省令等を改正して定めることとしている。6月以上の養成課程を行う養成施設等の指定等の準備行為についても、この省令等の改正後に行うこととしている。

2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第61号）（平成20年3月24日公布、平成21年4月1日施行）について

平成21年4月1日に施行される改正法（以下「平成21年改正法」という。）による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）では、養成施設等の指定等に関する事項を厚生労働省令において定めることとしていたが、今般、福祉系高校について文部科学大臣及び厚生労働大臣による指定制度を創設したことに伴い、平成21年改正法において、養成施設等の指定に関し必要な事項は政令で定めることとする旨の改正を行ったところである（平成21年改正法による改正後の法第38条及び第44条）。

このため、介護福祉士及び社会福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）を改正し、養成施設等の指定に関し、以下の内容を改正後の施行令（以下「新令」という。）において規定し、平成21年4月1日から施行するものである。

(1) 養成施設等の指定の基準（新令第2条）

社会福祉士若しくは介護福祉士の養成を行う学校若しくは養成施設の指定、又は福祉系高校の指定（以下2において「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に関し主務省令で定めることとする。

なお、学校（福祉系高校を含む。）の指定の基準は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省／厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。）において、養成施設の指定の基準は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設指定規則」という。）において定めている。

(2) 指定の申請（新令第3条、第10条）

養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。申請書の記載事項その他養成施設等の指定に関して必要な事項は、主務省令で定める。

なお、申請書の記載事項は、学校については学校指定規則第9条において、養成施設については養成施設指定規則第8条において定めている。

(3) 変更の承認又は届出（新令第4条）

養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。また、主務省令で定める事項に変

更があったときは、その日から1月以内に、主務大臣に届け出なければならない。

なお、主務省令で定める事項は、学校については学校指定規則第10条において、養成施設については養成施設指定規則第9条において定めている。

(4) 定期的な報告（新令第5条）

指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

なお、主務省令で定める事項は、学校については学校指定規則第11条において、養成施設については養成施設指定規則第10条において定めている。

(5) 報告の徴収及び指示（新令第6条）

主務大臣は、指定養成施設等について必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。また、(1)の主務省令で定める基準に照らして、その教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(6) 指定の取消し、取消しの申請（新令第7条、第8条）

イ 主務大臣は、指定養成施設等が(1)の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき、若しくは(5)の指示に従わないとき、又はロの申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

ロ 指定養成施設等の設置者は、指定の取消しを受けようとするときは、申請書を主務大臣に提出しなければならない。

なお、申請書の記載事項は、学校については学校指定規則第12条において、養成施設については養成施設指定規則第11条において定めている。

(7) 主務大臣・主務省令（新令第11条）

イ 新令における主務大臣は、以下のとおりとする。

① 学校の指定に関する事項 文部科学大臣及び厚生労働大臣

② 養成施設の指定に関する事項 厚生労働大臣

ロ 主務大臣が文部科学大臣及び厚生労働大臣である場合に、(5)の権限を単独に行使したときは、他方の主務大臣に速やかにその結果を報告する。

ハ 新令における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

なお、イ①の「学校」は、学校教育法第1条に規定する学校並びにこれに附設される同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校が対象であり、その旨を学校指定規則第1条第2項において定めている。他方、専修学校及び各種学校のうち学校教育法第1条に規定する学校に附設されないものは、養成施設指定規則において基準を定めている。

(8) その他（新令第9条、第15条）

イ 国が設置する養成施設等に係る所要の読み替え規定を置く。

ロ 厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

なお、権限の委任の範囲は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「規則」という。）第28条において定めている。

(9) 特例福祉系高校の指定等（新令附則第2項）

平成21年改正法による福祉系高校の資格取得ルートについては、経過措置として、平成26年3月31日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した高等学校又は中等教育学校（以下「特例福祉系高校」という。）において3年以上（専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受験することができることとしているが（法附則第2条第1項）、新令第2条から第10条までに規定する養成施設等の指定に関する規定は、特例福祉系高校の指定について準用する。

(10) 経過措置（平成20年4月1日施行）

イ 改正政令附則第2条

平成21年改正法による改正後の法の規定による養成施設等又は福祉系高校の指定を受けようとする者は、改正政令の施行日（平成21年4月1日）前においても、この指定の申請を行うことができる。また、主務大臣は、この申請があった場合には、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずる。

すなわち、平成21年4月1日以降に既存ではなく新たに設置される養成施設

等の設置者、又は平成21年4月1日以降に学生が入学する福祉系高校（既に設置されているものも含む。）の設置者は、新基準により指定を受ける必要があるが、この指定の手続きは平成20年4月1日以降に行うことができることとし、当該指定の効力は平成21年4月1日に生ずることとするものである。

ロ 改正政令附則第3条

養成施設等のうち改正政令の施行日（平成21年4月1日）前に既に指定を受けているもの（以下「旧指定養成施設等」という。）の設置者は、施行日以後においても（3）の主務省令で定める事項を変更しようとするときは、施行日前においても変更の承認の申請を行うことができる。また、主務大臣は、この申請があった場合には、施行日前においても承認をすることができることとし、当該承認は施行日にその効力を生ずる。

すなわち、旧指定養成施設等の設置者は、平成21年4月1日以降、新基準に適合していない場合には（5）の指示等の対象になることから、平成21年4月1日までに新基準に適合している必要があるため、教育内容等に関する変更の承認の手続きを平成20年4月1日以降に行うことができることとし、当該承認の効力は平成21年4月1日に生ずることとするものである。

なお、変更の承認の手続きの対象となる事項は、学校については学校指定規則第10条において、養成施設については養成施設指定規則第9条において定めている事項である。

ハ 改正政令附則第4条

改正政令の施行日前に旧指定養成施設等に在学している者が施行日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間における当該旧指定養成施設等に対する（5）の指示及び（6）の取消しの適用については、改正政令の施行の際現に旧養成施設等において必要な知識及び技能を修得中の者については、別に主務省令で定める基準を適用することとする。

すなわち、平成21年4月1日前に旧指定養成施設等に在学している者に係る教育内容等の基準については、経過措置として現行の教育内容等の基準を適用することとし、これを別に主務省令で定めるものである。なお、当該別に主務省令で定める基準は、学校については学校指定規則附則第7条において、養成施設については社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令附則第22条において定めている。

3 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第84号）（平成20年3月28日公布、平成24年4月1日施行）について

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正（改正政令第1条関係）

平成24年4月1日に施行される改正法（以下「平成24年改正法」という。）の施行（平成24年4月1日）により、介護福祉士の養成施設等の卒業者について試験を経て介護福祉士の資格を取得する仕組みとするため、法における養成施設等の指定に関する規定の条項が、資格の取得要件を規定する法第39条から試験の受験要件を規定する法第40条に移動したことに伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行令について、所要の規定の整備を行うものである。

(2) 社会福祉法施行令の一部改正（改正政令第2条関係）

社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）において引用している法の根拠条文が移動したことに伴い、所要の改正を行うものである。

(3) 経過措置

イ 改正政令の経過措置（改正政令附則第2条）（平成20年4月1日施行）

平成24年改正法による改正後の法の規定による介護福祉士の養成施設等の指定を受けようとする者は、改正政令の施行日（平成24年4月1日）前においても、この指定の申請を行うことができる。また、主務大臣は、この申請があった場合には、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずる。

なお、ロにあるとおり、平成24年改正法の施行（平成24年4月1日）の際、現に改正前の法の規定による介護福祉士の養成施設等の指定を受けている者については、平成24年改正法の施行日に、改正後の法の規定による養成施設等の指定を受けたものとみなすこととしている。このため、平成21年4月1日に施行される新令の規定に基づき養成施設等の指定の申請を行い、養成施設等の指定を受ければ、施行日に指定の効力が引き継がれるので、平成24年改正法による改正後の法の規定による指定を受ける必要はない。

ロ 平成24年改正法の経過措置（改正政令附則第3条）

平成24年改正法では、介護福祉士の養成施設等を卒業した者は試験を経て介護福祉士の資格を取得する仕組みに見直すこととしており、法における養成施設等の位置づけが「資格の取得要件の一つとしての養成施設等」から「試験の受験要件の一つとしての養成施設等」へと変わることになる。このため、平成24年改正法の施行日（平成24年4月1日）前において指定を受けている養成施設等については、施行後においては「受験要件の一つとしての養成施設等」としての指定を受けていない場合、法律上、当該養成施設等を卒業した者が試験の受験要

件を満たさないという問題が生じてしまう。

このため、平成24年改正法の施行の際、現に改正前の法の規定による介護福祉士の養成施設等の指定を受けている者（イにより改正後の法の規定による指定を受けた者を除く。）については、平成24年改正法の施行日に、改正後の法の規定による養成施設等の指定を受けたものとみなす。これにより、施行日に養成施設等の指定の効力が引き継がれるので、平成24年改正法による改正後の法の規定による新規の指定を受ける必要はない。

第2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令等の関係省令の制定

平成21年改正法及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令を施行するとともに、社会福祉士及び介護福祉士の資質の向上等を図るため、養成施設等における教育内容、教員要件、実習内容等の基準等を見直すこととし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）等の関係省令を制定したところであり、この内容は以下のとおりである。

1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正（平成21年4月1日施行）

(1) 社会福祉士試験の科目の見直し（規則第5条、第5条の2）

社会福祉士の養成課程における科目の見直しに伴い、社会福祉士試験の科目の見直しを行うものである。

また、精神保健福祉士の資格取得者については、社会福祉士の養成課程との共通科目を免除することとしており、現在、精神保健福祉士の養成課程における教育内容の見直しの検討を行っていることから、この結果を踏まえ、免除する科目を告示で定めることとしている。

(2) 福祉系高校の卒業者に係る規定の見直し（規則第21条、第22条、改正省令附則第3条）

平成21年改正法において、福祉系高校について文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する仕組みとしたことに伴い、所要の改正を行うものである。

また、平成21年改正法による改正後の法の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた福祉系高校において3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合には、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者について、実技試験を免除することとするものである。

(3) 介護福祉士試験の科目の見直し等（規則第23条、改正省令附則第2条）

介護福祉士の養成課程における科目の見直しに伴い、介護福祉士試験の科目の見直しを行うものである。

（経過措置）

平成23年3月末までの間は、3年制又は2年制の福祉系高校において履修する者は改正前の養成課程により履修していることから、現行の科目の例によることとし、平成23年度以降に行われる介護福祉士試験から新科目により試験を行うこととする。

(4) 地方厚生局長への権限の委任規定（規則第28条、附則第2項）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、地方厚生局長への権限の委任規定について、所要の改正を行うものである。

2. 社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則の一部改正（平成21年4月1日施行）

(1) 社会福祉士養成施設の基準の見直し（新第3条、新第4条、別表第1及び第3）

社会福祉士については、近年、介護保険制度、障害者自立支援法等の制度に基づく公的サービス等の充実が図られる一方、各制度間におけるサービスの利用支援の調整や相談援助、公的サービスだけでは対応できない分野における地域の社会資源等を活用した包括的な支援など、その活躍が期待される分野が拡大している。こうした状況を踏まえ、今後の社会福祉士に求められる役割としては、

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を支援する役割
- ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

等を適切に果たしていくことが求められている。

このため、今後の社会福祉士の養成課程においては、社会福祉士がこれらの役割を国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるよう、

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応、相談を受けて総合的かつ包括的にサービスを提供すること、サービスの提供の在り方等に係る専門的知識
- ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康の維持等の関

連サービスに関する基礎的知識

- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
- ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践等が修得できるような教育内容に見直す必要がある。このような認識の下、社会福祉士の養成課程について、以下の内容の見直しを行うものである。

① 教育の内容の見直し

- イ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更正保護制度など、近年の社会福祉士の活動分野の拡大に配慮し、短期養成施設の時間数を現行の600時間から660時間に、一般養成施設の時間数を現行の1,050時間から1,200時間に拡充する。
- ロ 実践的な社会福祉士を養成する観点から、演習の時間数を現行の120時間から150時間に拡充する。

② 教員要件の見直し

実習・演習の質の確保と標準化を図るため、相談援助演習、相談援助実習指導又は相談援助実習を教授する教員については、次に掲げる者のいずれかであることとする。

- イ 大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ロ 専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ハ 社会福祉士の資格を取得後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ニ 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

（経過措置）

改正省令の施行（平成21年4月1日）の際現に社会福祉士の養成施設において、改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（以下「旧指定規則」という。）別表第一の社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習又は社会福祉援助技術現場実習指導を教授する専任教員又は教員については、平成24年3月31日までの間は、専任教員又は教員として相談援助演習、相

談援助実習又は相談援助実習指導を教授することができる。

なお、社会福祉士実習演習担当教員講習会の要件等については、平成20年度後期から講習会を実施することができるよう、平成20年夏頃までを目途に関係告示等を制定する予定である。

③ 施設又は設備の基準の見直し

相談援助演習を行うための演習室と実習指導室との兼用を認めるなど、現行の施設又は設備の基準を見直す。

④ 実習施設等の要件の見直し

イ 実習施設等における相談援助実習の受入れについて、必要な実習指導者が配置されていれば、実習指導者の数に応じて、より多くの生徒を受け入れることが可能となるよう、1の実習施設等において同時に相談援助実習の授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の数に5を乗じて得た数を上限とする。

ロ 実習の質の確保と標準化を図るため、実習施設等において相談援助実習を行う実習指導者の資格要件について、社会福祉士の資格を取得後3年以上の相談援助業務の経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）を修了した者とする。

（経過措置）

ロの実習指導者については、平成24年3月31日までの間は、社会福祉士の資格を取得後3年以上の相談援助業務の経験を有する者を実習指導者とすることができることとし、社会福祉士実習指導者講習会は平成24年3月31日までの間に受講すればよいこととする。また、現行の実習指導者の資格要件の一つである、社会福祉主事として8年以上相談援助に従事した者、又は、実習演習教員講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修（社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う実習指導者の養成のための研修その他の社会福祉士実習演習担当教員講習会に相当する講習会をいうものであること）の課程を平成21年3月31日までに修了した者を、当分の間、実習指導者とすることができる。

なお、社会福祉士実習指導者講習会の要件等については、平成20年度後期から講習会を実施することができるよう、平成20年夏頃までを目途に関係告示等を制定する予定である。

⑤ 情報の開示

養成施設に入所しようとする者等の選択に資するようするため、入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示さ

れており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであってはならないこととする。

⑥ 通信課程の基準の見直し

通学課程と同様、教員等の要件を見直すとともに、教育内容における実習の時間数を拡充する。

(2) 介護福祉士養成施設の基準の見直し（新第5条、別表第4）

介護福祉士については、専門的な知識及び技術をもって介護を行うこと等を業とする者であり、今日、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となっている。他方、介護保険制度とその後の見直しにより、個別ケアや認知症ケア等の新しいケアモデルに対応したサービスの構築が進められるとともに、障害者自立支援法の施行等の中で、利用者本位のサービス体系への再編が進められており、地域生活支援等の側面をより重視したケアも求められている。具体的には、

- ① これからの社会においては、障害の有無や年齢にかかわらず個人が尊厳をもった暮らしを確保することが重要であり、介護においては利用者1人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護（個別ケア）を実践すること
- ② 認知症の増加をはじめとして、知的障害、精神障害、発達障害のある者への対応など、従来の身体介護だけでは対応できないニーズが増大しており、入浴、排泄、食事の介護が中心として考えられていた介護から、心理、社会的なケアのニーズも踏まえた全人的なアプローチを実践すること
- ③ 介護予防から看取りまでの幅広い介護ニーズへの対応には、他職種とのチームケアが不可欠であることから、医学、看護、リハビリテーション、心理などの他領域についての基本的な理解があること
- ④ 利用者保護や尊厳の保持などの観点から、利用者や家族、チームに対して分かりやすい説明や円滑なコミュニケーションができる能力を有すること。また、情報の共有の観点からも、適切な記録・記述、記録の管理ができることが介護サービスにおいて求められている。

このため、介護福祉士の養成の在り方については、制度創設以降の介護を取り巻く環境の変化と国民の多様化・高度化する介護ニーズに対応し、介護サービスにおける中核的な役割を担える人材として、次のような目標が考えられる。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 多職種協働によるチームケア

- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

こうした認識の下、国家資格としての介護福祉士は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格として位置づけた上で、各資格取得ルートにおける資質の全般的な向上を図る観点から、介護福祉士の養成課程について、以下の見直しを行うものである。

① 教育の内容の見直し

介護福祉士の教育の内容を、①介護の実践の基盤となる教養や倫理的態度の涵養を学ぶ「人間と社会」、②尊厳の保持や自立支援の考え方を踏まえ、生活を支えるために必要な専門的知識・技術を学ぶ「介護」、③多職種協働や適切な介護の提供に必要な専門的知識・技術を学ぶ「こころとからだのしくみ」の3領域に再構成し、時間数を現行の1,650時間から1,800時間に拡充する。

② 教員要件の見直し

専任教員について共通の資格要件を定めるとともに、一定の要件を満たす者を各領域ごとの一貫性・統一性をもった科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者として置くことで、教育の質の確保を図ることとし、以下の見直しを行う。

イ 専任教員の配置

各領域における専任教員は、次に掲げる者のいずれかであることとする。

- ① 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者
- ② 大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者
- ③ 専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し3年以上の経験を有する者

ロ 教務主任の配置

専任教員のうち1人は、すべての領域における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたもの（以下「専任教員講習会」という。）を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（以下「専任教員課程修了者等」という。）であって、介護福祉士の養成施設等において専任教員として3年以上の経験を有する者を置くこととする。

(経過措置)

改正省令の施行（平成21年4月1日）の際現に介護福祉士の養成施設における教務に関する主任者については、平成24年3月31日までの間は、専任教員講習会を修了していなくても、教務に関する主任者となることができる。

なお、専任教員講習会の要件等については、平成20年度後期から講習会を実施することができるよう、平成20年夏頃までを目途に関係告示等を制定する予定である。

ハ 人間と社会の領域の科目編成等の責任者

人間と社会の領域を教授する専任教員のうち1人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、次に掲げる者のいずれかであるものを置くこととする。

- ① 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者であって専任教員課程修了者等であるもの
- ② 大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者
- ③ 専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し3年以上の経験を有する者大学・高等専門学校等の教育資格若しくは専修学校での3年以上の教育経験を有する者

(経過措置)

改正省令の施行（平成21年4月1日）の際現に介護福祉士の養成施設における専任教員であって医師又は社会福祉士の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者については、平成24年3月31日までの間は、専任教員講習会を修了していなくても、人間と社会の領域における科目編成等の責任者となることができる。

ニ 介護の領域の科目編成等の責任者

介護の領域を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうちの1人は当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者等であって介護福祉士の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者を置くこととする。

ホ こころとからだのしくみの領域の科目編成等の責任者

こころとからだのしくみの領域を教授する専任教員のうち1人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者であって医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者を置くこととする。

(経過措置)

改正省令の施行（平成21年4月1日）の際現に養成施設において教員であつて医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者については、当該養成施設において科目の編成等を行うための必要な体制の確保が適切に講じられている場合には、平成24年3月31日までの間は、専任教員課程を修了していなくても、こころとからだのしくみの領域における科目編成等の責任者となることができる。

③ 施設又は設備の基準の見直し

介護実習室、入浴実習室及び調理設備を有する家政実習室を専用に設けなくても差し支えないこととするとともに、人体解剖模型等の機械器具、模型等を置かなくても差し支えないこととするなど、現行の施設又は設備の基準を見直す。

④ 介護実習施設等の要件の見直し

イ 介護実習施設等における実習の受入れについて、必要な実習指導者が配置されていれば、実習指導者の数に応じて、より多くの生徒を受け入れることが可能となるよう、1の介護実習施設等において同時に実習の授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の数に5を乗じて得た数を上限とする。

ロ 実習の内容について、①多様な介護現場において個別ケアの実践や多職種協働の実践、介護技術の確認等を通じて介護福祉士の役割を理解すること等に重点を置いた内容と、②利用者ごとの介護計画の作成やその後の評価等の一連の介護過程の理解を通じて介護サービスの提供における実践力を修得することに重点を置いた内容に区分し、②の内容を実習全体の3分の1以上とする。

ハ ロの①の実習施設の要件は、介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす施設又は事業であつて、介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者が実習指導者であることとする。

ニ ロの②の実習施設の要件は、以下のとおりとする。

- ・ 介護福祉士の資格を取得後3年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの（以下「実習指導者講習会」という。）を修了した者が実習指導者であること。
- ・ 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員（常勤の介護職員とする。）の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。
- ・ 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
- ・ 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。
- ・ 介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

(経過措置)

ニの実習指導者については、平成24年3月31日までの間は、介護福祉士の資格を取得後3年以上の実務経験を有する者を実習指導者とすることができることとし、実習指導者講習会は平成24年3月31日までの間に受講すればよいこととする。

なお、実習指導者講習会の要件等については、平成20年度後期から講習会を実施することができるよう、平成20年夏頃までを目途に関係告示等を制定する予定である。

⑤ 情報の開示

養成施設に入所しようとする者等の選択に資するようするため、入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであってはならないこととする。

(3) その他(第6条～第8条)

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の改正に伴い、養成施設等の指定の申請書の記載事項、変更の承認又は届出を要する事項等について、所要の改正を行う。

3. 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の制定(平成21年4月1日施行)

(1) 社会福祉士及び介護福祉士の養成に係る学校の基準の制定(第3条～第5条、別表第1～第4)

社会福祉士及び介護福祉士の養成に係る学校の教科目、教員要件等の基準を制定するものである。制定の内容は、2(1)及び(2)と同じである。

(2) 福祉系高校の指定の基準の制定(第8条、別表第5・第6)

福祉系高校の養成課程について、介護福祉士の養成施設等と同様、介護福祉士に求められる役割等を踏まえ、教育の質の確保及び向上を図るため、以下の内容の基準を制定するものである。

① 教育の内容の見直し

福祉系高校における教育の内容について、養成施設と同等となるよう、科目及

び時間数を拡充する。

- ② 教員要件の見直し
- イ 福祉の教科の教員

福祉の教科を教授する教員のうち1人は、すべての教科における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、福祉系高校の教員又は養成施設等の専任教員として3年以上の経験を有する者を置くこととする。

(経過措置)

学校指定規則の施行（平成21年4月1日）の際現に福祉系高校における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者又は福祉に関する学科を置く福祉系高校における学科主任である者については、平成24年3月31日までの間は、教務の主任者となることができる。

- ロ 介護福祉基礎等の科目の教員

介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習又は介護実習を教授する教員のうち1人は、①介護福祉士の資格を有する者であって資格の取得後5年以上の実務経験を有する者、又は、②介護福祉士の資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したものその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者を置くこととする。

(経過措置)

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有する者とみなす。

- ① 学校指定規則の施行（平成21年4月1日）の際現に教育職員免許法の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する福祉の教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者（以下「免許状所持者等」という。）平成23年3月31日までの間
- ② 免許状所持者等であって平成23年3月31日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（③において「講習会」という。）の課程を修了したもの 当分の間
- ③ 学校指定規則の施行の際現に大学に在学し、又は施行の日から平成22年3月31日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者（以下「免許状資格者」という。）であって、平成26年3月31日までの間に講習会の課程を修了したもの 当分の間

ハ こころとからだの理解の科目の教員

こころとからだの理解を教授する教員のうち1人は、①医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者であって資格の取得後5年以上の実務経験を有する者、又は、②これらの資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したものその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者を置くこととする。

(経過措置)

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

- ① 免許状所持者等 平成23年3月31日までの間
- ② 免許状所持者等であって平成23年3月31日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（③において「講習会」という。）の課程を修了したもの 当分の間
- ③ 免許状資格者であって平成26年3月31日までの間に講習会の課程を修了したもの 当分の間

③ 設備、実習施設等の要件

養成施設の教育課程の内容と同等の設備、実習施設等の基準を定める。

4. 社会福祉に関する科目を定める省令の制定（平成21年4月1日施行）

社会福祉士の資格取得ルートである福祉系大学等における教育については、現行は社会福祉に関する科目及び基礎科目の科目名のみを定めているが、大学等によって教育内容や時間数にばらつきがあることが指摘されていたことから、福祉系大学等における教育の質の確保及び向上を図るため、平成21年改正法による改正後の法第7条第1号及び第2号並びに第39条第2項の規定に基づき、実習・演習系の科目について、以下のとおり、時間数、教員要件、実習指導者等の基準を定めるものである。

(1) 社会福祉に関する科目の制定（第1条）

大学等において社会福祉に関する科目を修了し、社会福祉士試験を受験するルート（法第7条第1号）について、今回の社会福祉士の養成施設における教育内容の見直しを踏まえ、大学等において履修することが必要な社会福祉に関する科目を定めることとした。

(2) 社会福祉に関する基礎科目の制定 (第2条)

大学等において社会福祉に関する基礎科目を修了し、社会福祉士短期養成施設等で6か月以上の養成課程を修了後、社会福祉士試験を受験するルート（法第7条第2号）について、今回の社会福祉士の養成施設における教育内容の見直しを踏まえ、大学等において履修することが必要な社会福祉に関する基礎科目を定めることとした。

(3) 介護福祉士の資格取得ルートにおける社会福祉に関する科目の制定 (第3条)

大学等において社会福祉に関する科目を修了後、介護福祉士の養成施設等で1年以上の養成課程を修了し、介護福祉士の資格を取得するルート（法第39条第2号）について、介護福祉士の他の資格取得ルートとの整合に配慮し、大学等において履修することが必要な社会福祉に関する科目を定めることとした。

(4) 実習・演習科目の要件 (第4条)

実習・演習の質の確保と標準化を図るため、社会福祉に関する科目のうち、相談援助演習、相談援助実習指導及び相談援助実習の科目（以下「実習演習科目」という。）について、社会福祉士の養成施設と同程度の基準となるよう、時間数、実習演習科目を教授する教員、相談援助実習を行う実習指導者等の要件を定めることとした。

(5) 実習演習の科目の確認 (第5条～第8条、附則第2条)

社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続きを省略できるよう、実習演習科目について、以下のとおり、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができる仕組みを定める。

イ (1)～(3)の科目を開設する学校等の設置者は、その学校等において開設し、又はしようとする実習演習科目が(4)の要件に適合しているかどうかについて、文部科学大臣及び厚生労働大臣（専修学校又は各種学校（学校教育法第1条に規定する学校に附設されるものを除く。）にあつては、厚生労働大臣とする。）の確認を受けることができる。

ロ イの確認を受けようとする者は、申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

ハ イの確認を受けた者は、申請書に記載した事項に変更があつたときは、1月

以内に文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

ニ 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、イの確認をした実習演習科目が（４）の要件に適合しなくなつたと認めるとき、又はホによる申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

ホ 文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認の取消しを受けようとするときは、申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

ヘ 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、イ～ニに関し必要があると認めるときは、イの確認を受けた者又はホの申請をした者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

ト への場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、イの確認をした実習演習科目が（４）の要件に適合しているかどうかを確認するために必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

チ イ～トまでの厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がニの権限を自ら行うことを妨げない。また、地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

（経過措置）

イの確認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、省令の施行前においても行うことができる。